

[報告事例]

コロナ禍において、知的障がいがあり、マスクが着用できない方に対し、配慮してもらった。

[当事者]

知的障がいがある F さん、G さん

[報告内容]

1 F さんは H 医院及び I クリニックを受診しているが、両医院とも F さんの状況を理解しており、マスクなしでいつでも受診できている。

2 G さんは旅館 J に家族で宿泊したが、障がいがあること・マスクを着用できないことを家族が事前に連絡した際、「必要な対応をしますので、お申し出ください」と言ってもらい、当日も改めて言ってくれた。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法では、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

また、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいとされています。

一人ひとりが障がいについて理解を深め、誰もが安心して生き生きと暮らしていくことができる地域社会を目指しましょう。

[報告事例]

温泉施設において、障がい者に理解を示してくれ入浴をすることができた。

[当事者]

内部障がいがある K さん

[報告内容]

県内の温泉施設 L に行ったところ、入口に障がい者に関するマーク（車いすマーク（障がい者のための国際シンボルマーク）、オストメイトマークなど）が貼ってあり、トイレも多目的トイレで、オストメイトパック（オストメイト用トイレ）が設置してあった。ここならオストメイトでも気兼ねなく入浴ができると思い、責任者へオストメイトのパウチが見えないよう、腹部にタオルを巻いて入浴することをお願いしたところ、入浴することが出来た。

[対応結果]

温泉施設 L では入浴マナーを守ってくれたら誰でも入浴できるということで安心した。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法では、事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないこととしています。

障がいについて正しく理解し、誰もが地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指しましょう。